

## 身体障害者補助犬の給付

宮崎県では、身体障がい者の自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付しています。給付を希望される方は福祉課までお問い合わせください。

○受付期間 7月17日(金)まで

○給付を受けることができる方

- (1) 県内に概ね1年以上居住する18歳以上の方で次のいずれかの状態にある方
    - ・ 視覚障がい1級の身体障害者手帳の交付を受けている方又はこれに準ずる方
    - ・ 肢体不自由1、2級の身体障害者手帳の交付を受けている方又はこれに準ずる方
    - ・ 聴覚障がい2級の身体障害者手帳の交付を受けている方又はこれに準ずる方
  - (2) 所定の訓練を受け、身体障害者補助犬を適切に利用し、飼育できる方
  - (3) 身体障害者補助犬を使用することにより就労等社会活動への参加に効果があると認められる方
- ※給付者については、選考のうえ決定されます。

○歩行訓練について

身体障害者補助犬の給付を受ける方は、県が委託した訓練施設において約1か月間、身体障害者補助犬との訓練を受けていただきます。

なお、盲導犬につきましては、県外の施設から選んでいただくことになります。

○経費について

身体障害者補助犬の購入及び訓練に要する経費については、県が負担しますが、訓練施設までの旅費、訓練期間中の本人の食費、給付後の経費(飼育費等)は本人の負担となります。

※補助犬とは

盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が町の中を安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。

聴導犬

音が聞こえない、聞こえにくい人に生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音、FAX着信音、赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。

介助犬

手や足に障がいのある人の日常生活行動をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきてたり、着脱衣の介助などを行います。



## 人権コーナー 『守ろう子供の人権、子供の命』

最近テレビや新聞などで、子供に対する虐待のニュースをよくみます。子供に対する虐待では、「虐待ではなくしつけだった」という言い訳をよく耳にします。しかし、しつけと虐待の区別は子供の立場に立って、子供本人が苦痛を感じているかどうかで判断すべきです。

虐待は子供の命を奪い、心身の発達に大きな悪影響を及ぼします。子供の命を守り、人権侵害をなくすためにも重要なことは、発見した人は、誰でも、児童相談所などの関係機関に知らせる事です。また、虐待の現場を見つけないでも、疑いの段階でよいので早めの連絡をすることです。

○宮崎県中央児童相談所(☎0985-26-1551) ○新富町役場町民子ども課(☎33-1293)

「もし、自分がその立場だったら」とつねに考え、差別のない平和な社会をつくりましょう。

問合せ：総務財政課 (担当) 井下喜仁 ☎33-6002

きれいな砂浜をみんなで守ろう

平成27年度

# 富田浜清掃大作戦

5/10(日) 開催

AM 6:00~7:00



集合場所：富田浜公園



## 集合場所 富田浜公園

※草かきなどをお持ちの方はご持参下さい

軍手の準備や汚れてもよい服装をお願いします

連絡先 新富町教育委員会 生涯学習課 担当 樋渡 将太郎

TEL 0983-33-1022 FAX 0983-33-5928

※ 小雨決行。強雨などの荒天時は中止します。

主催 新富町教育委員会

共催 新富町青年団連絡協議会